

第23期 第27回 足立区農業委員会会議議事録

- 1 日 時 令和元年10月8日(火)午後4時
- 2 場 所 足立区役所 中央館8階 災害対策本部室
- 3 出席の委員 1 荒堀安行 2 宇佐美一彦 5 田中太郎吉 6 馬場博文
7 横山恭臣 9 寶谷 実 10 吉田 勉 11 星野信雄
- 4 欠席の委員 3 内田宏之 4 鹿濱徳雄 8 齋藤悦康
- 5 出席の職員 事務長 望月義実 事務主査 篠崎 努
主 事 江橋享佑 主 事 築出大典
- 6 議事日程
- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第47号 相続税納税猶予に係る特例適用農地等における3年毎の農業経営
継続証明書の発行について
議案第48号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項に基づく事業
計画書の承認について
- 日程第3 報告事項 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受
理通知書発行に関する報告について
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受
理通知書発行に関する報告について
- 日程第4 協議事項 (1) 令和元年度農地利用状況調査の実施結果について
(2) 令和元年度足立区農業委員会行政視察の実施について

7 議 事

- 荒 堀 会 長 只今から、第27回足立区農業委員会会議を開会いたします。
はじめに、日程第1、『議事録署名委員の指名について』です。
私の方から、議席順に指名いたします。横山委員、寶谷委員の両名に願
いいたします。
- 荒 堀 会 長 次に、日程第2、議案第47号、『相続税納税猶予に係る特例農地等にお
ける3年毎の農業経営継続証明書の発行について』です。
本件について、事務局から説明願います。
- 主 事 (議案第47号の3件について、農業相続人、特例適用農地、相続開始年
月日、現地確認日について説明。)
- 荒 堀 会 長 それではまず、1件目の審議について、寶谷委員から報告をお願いいたし
ます。
- 寶 谷 委 員 9月26日に事務局2名とともに、現地及び状況確認してまいりました。
当日は、申請者と面談いたしました。(作付状況を説明。)適正な農業経営
が行われていることが確認できたため、農業経営継続証明書の発行につい
て、何ら問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。
- 荒 堀 会 長 只今の説明について、ご質問はありますか。
一 同 (な し)
- 荒 堀 会 長 それでは、1件目について、只今の説明のとおり、農業経営継続証明書を
発行することといたします。
一 同 (了 承)
- 荒 堀 会 長 次に、2件目の審議について、横山委員から報告をお願いいたします。
- 横 山 委 員 10月1日に現地調査を行いました。(作付状況を説明。)農業経営継続
証明書の発行について、皆様のご審議をお願いいたします。
- 荒 堀 会 長 只今の説明について、ご質問はありますか。
吉 田 委 員 農業相続人の家庭では、農業に従事しているのは何名ですか。
横 山 委 員 (農業相続人に係る農業従事者の人数を回答。)
- 荒 堀 会 長 他に質問はありますか。
一 同 (な し)
- 荒 堀 会 長 それでは、2件目について、只今の説明のとおり、農業経営継続証明書を
発行することといたします。
一 同 (了 承)
- 荒 堀 会 長 次に、3件目の審議について、星野委員から報告をお願いいたします。
- 星 野 委 員 10月3日に事務局2名と私で、現地及び状況確認してまいりました。当
日は、農業相続人と面談いたしました。(作付状況を説明。)圃場はきれい
な状態で、特例適用農地として適正に管理されていることが確認できたた
め、農業経営継続証明書の発行について何ら問題ないと思います。皆様のご
審議をお願いいたします。
- 荒 堀 会 長 只今の説明について、ご質問はありますか。
一 同 (な し)
- 荒 堀 会 長 それでは、3件目について、只今の説明のとおり、農業経営継続証明書を

発行することといたします。

一 同 (了 承)

荒 堀 会 長 次に、議案第48号、『都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項に基づく事業計画書の承認について』です。

本件について、事務局から説明願います。

主 事 (議案第48号について、承認に係る申請書類の内容及び農業委員会としての承認基準について説明。)

荒 堀 会 長 それでは、星野委員から報告をお願いします。

星 野 委 員 10月3日に事務局と現地調査してまいりました。当日は、生産緑地の所有者である貸付人と、今回の生産緑地の借受人と面会しました。(貸付人及び借受人のこれまでの営農状況、農業委員会としての承認基準について説明。)以上述べさせていただいた点から判断して、問題ないと感じました。

委員の皆様、ご審議のほどよろしく願いいたします。

荒 堀 会 長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありますか。

荒 堀 会 長 都市農地の貸借の円滑化に関する法律によって生産緑地の貸借を行う場合、貸付人である土地所有者が、生産緑地法で規定されている「主たる従事者」として見なされるためには、実際に耕作する借受人の1割程度農業に従事する必要があります。本事案では、貸付人は具体的にどのような形で農業に従事する予定ですか。

主 事 基本的に、圃場の見回りや借受人に対して営農に係る指導を行うとのことです。

荒 堀 会 長 貸付人が、借受人の1割程度農業に従事したという事実について、証明する必要はあるのですか。また、必要である場合、どのような方法で証明するのですか。

主 事 証明は必要です。証明の方法については、本事案の承認後、東京都農業会議が作成した記録簿を貸付人へ交付し、貸付人は従事した内容について随時記録します。必要に応じて貸付人からこの記録簿を提出してもらい、内容を確認することとなっています。

吉 田 委 員 本事案では、特例適用農地が貸借の対象となっています。先ほど、貸付人が借受人の1割程度農業に従事したという事実の有無については記録簿で確認するとのことでしたが、この記録簿は、税務署等への提出も義務付けられているのですか。

主 事 記録簿を税務署等へ提出する必要はありません。ただし、貸借の事実があったことを農業委員会から税務署へ報告することとなっています。

只今の吉田委員からのご質問に関連して、補足して説明いたします。本事案では、貸付人が所有する生産緑地の一部を借受人へ貸し付けることになっています。このうち、貸借の対象となっている特例適用農地については、貸借が開始した日を起点として、3年毎に税務署へ書類を提出することになります。一方、引き続き貸付人自らが耕作する特例適用農地では、相続が開始された日を起点として、引き続き3年毎に税務署へ書類を提出する必要があります。

言いかえると、同じ特例適用農地でも、貸借の有無によって農業経営継続証明書の発行時期が異なってくる、ということになります。

吉田委員 本事案は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律という新たな法令に基づいたものです。特に、今回は特例適用農地が貸借の対象になっています。貸付人が履行しなければならないこととして契約書に記載されている、年間20日以上圃場の見回り等の活動について、記録を残しておくことは非常に重要であると思います。記録簿を税務署へ提出する必要はないとのことですが、農業経営継続証明書の発行を審議するまでの間、記録簿の作成及び保管を適正に行うべきと思います。

荒堀会長 ほかにご意見、ご質問はありますか。

一同 (なし)

荒堀会長 それでは、只今の説明のとおり、生産緑地の貸借について、承認することと決定いたします。

一同 (了承)

荒堀会長 次に、日程第3、報告事項の1、『農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について』です。

本件について、事務局から報告願います。

主事 (議案書に従い、事務長専決事項「農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」について、土地の表示、賃貸借の有無、届出者、施設の概要、届出月日を報告。)

荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一同 (なし)

荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一同 (了承)

荒堀会長 次に、報告事項の2、『農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について』です。

本件について、事務局から報告願います。

主事 (議案書に従い、事務長専決事項「農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」について、土地の表示、賃貸借の有無、譲受人、譲渡人、施設の概要、届出月日を報告。)

荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一同 (なし)

荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一同 (了承)

荒堀会長 次に、日程第4、協議事項の1、『令和元年度農地利用状況調査の実施結果について』です。

本件について、事務局から説明願います。

主事 (別紙1により、「農地利用状況調査の実施結果」を説明。)

荒堀会長 それでは、資料に従って、調査実施日の順番に、「問題あり」、「一部問題あり」の箇所を中心に、各担当委員から報告をお願いいたします。質疑応

答は、最後にまとめて行います。

まず、9月17日に調査を実施した、星野委員、宇佐美委員から報告をお願いします。

最初に、星野委員から報告をお願いします。

星野委員 (調査結果及び問題箇所についての指導内容を報告。)

荒堀会長 次に、宇佐美委員から報告をお願いします。

宇佐美委員 (調査結果及び問題箇所についての指導内容を報告。)

荒堀会長 続いて、9月25日に調査を実施した、田中委員、吉田委員から報告をお願いします。なお、今回の馬場委員担当の見回り農地では、「問題あり」「一部問題あり」の箇所は認められませんでしたので、割愛いたします。

最初に、田中委員から報告をお願いします。

田中委員 (調査結果及び問題箇所についての指導内容を報告。)

荒堀会長 次に、吉田委員から報告をお願いします。

吉田委員 (調査結果及び問題箇所についての指導内容を報告。)

荒堀会長 続いて、9月30日に調査を実施した、荒堀委員、内田委員、寶谷委員から報告をお願いします。

最初に、私から報告いたします。(調査結果及び問題箇所についての指導内容を報告。)

次に、寶谷委員から報告をお願いします。

寶谷委員 (調査結果及び問題箇所についての指導内容を報告。)

荒堀会長 次に、内田委員欠席のため、事務局から報告をお願いします。

主事 (調査結果及び問題箇所についての指導内容を報告。)

荒堀会長 続いて、10月1日に調査を実施した、鹿濱委員、横山委員から報告をお願いします。なお、今回の齋藤委員担当の見回り農地では、「問題あり」「一部問題あり」の箇所は認められませんでしたので、割愛いたします。

最初に、横山委員から報告をお願いします。

横山委員 (調査結果及び問題箇所についての指導内容を報告。)

荒堀会長 次に、鹿濱委員欠席のため、事務局から報告をお願いします。

主事 (調査結果及び問題箇所についての指導内容を報告。)

荒堀会長 全体を通して、ご意見、ご質問はありますか。

吉田委員 「問題あり」となっている生産緑地には、以前から農業委員や事務局から指導が行われてきたにもかかわらず、改善が見られないものも少なくありません。仮に、こうした管理不十分な生産緑地の所有者から特定生産緑地の申請があった場合、農業委員会や都市計画課が現地調査を行った時点で改善されていれば、その状態で判断して特定生産緑地として指定するのですか。

事務主査 過去の状況が管理不十分であったことや、農業委員会から指導があったということについては、特定生産緑地の指定にあたっての判断材料とはされておられません。そのため、現地調査の時点での状態で判断するよりほかはないと思われまます。

管理不十分な生産緑地についてどのように対処していくかは、東京都農業

会議や他の自治体の事例も参考にしつつ、慎重に検討したいと考えています。

荒堀会長 今後、管理不十分な生産緑地所有者からの特定生産緑地の申請も出てくる可能性もあります。そういった場合に適切な判断ができるよう、農業委員会として明確な判断基準を示しておくことが必要だと思います。

ほかにご意見、ご質問はありますか。

一同 (なし)

荒堀会長 それでは、只今の報告に基づき、管理不十分な生産緑地については、引き続き指導し、対処することといたします。

一同 (了承)

荒堀会長 次に、協議事項の2、『令和元年度足立区農業委員会行政視察の実施について』です。

本件について、事務局から説明願います。

事務主査 (別紙2により、「令和元年度足立区農業委員会行政視察の実施について」を説明。)

荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。

一同 (なし)

荒堀会長 それでは、只今の説明のとおり、決定することといたします。

一同 (了承)

荒堀会長 他に、何かありますか。

事務主査 (①活動報告と今後の予定について②「千住ネギ」定植授業の実施報告について③特定生産緑地指定に係る申請状況について④農地関係部会長研究集会での生産緑地賃借事例について⑤都市農業公園「秋の収穫祭」出展事業の詳細について⑥農家基本台帳補正調査等の集計状況について⑦区民農園利用者募集のご案内について⑧内田農業振興会農業功労表彰者の決定について⑨東京都農業会議農業功労者表彰の候補者推薦について⑩農業委員会活動推進フォーラムの開催について⑪足立区青井シェア畑農園の管理運営状況について⑫国有農地等の一般競争入札について⑬世界都市農業サミット分科会・シンポジウムのご案内について、を説明。)

荒堀会長 他に、何かありますか。

一同 (なし)

荒堀会長 以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、第27回足立区農業委員会会議を閉会いたします。
ありがとうございました。